



宮 崎 県 公 報

平成29年12月11日 (月曜日) 第 2953 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

目 次	頁
告 示	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知を廃止する告示…………… (自然環境課) 1	
公 告	
○県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 1	

告 示

宮崎県告示第 662号

保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (平成29年宮崎県告示第 608号) は、廃止する。

平成29年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第88条第 1 項の規定により、嵐田地区県営土地改良事業 (国富町、湛水防除事業) に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成29年12月11日から平成30年 1 月15日まで
- 縦覧場所
国富町役場農地整備課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画の変更 (以下「この計画の変更」という。) に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として (宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。